

蒲郡市西部地区支線バス運行業務委託事業者選定要領

1 趣旨

蒲郡市では、平成27年度から形原地区、令和元年度から東部地区および西部地区、令和2・3年度からは三谷地区および大塚地区において支線バスの運行を行っている。

バスの運行にあたっては、有償運送を行える運行事業者の業務により実施し、運行事業者の選定方法は、経済性に配慮すると同時に効率的で安全性と利便性の高いバスの運行を確保するため、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）を採用する。蒲郡市地域公共交通会議は、企画提案の内容や価格等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を相手方として契約締結交渉を行う。

この要領は、運行事業者の選定にあたり、必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

蒲郡市西部地区支線バス運行業務

(2) 業務内容

「蒲郡市西部地区支線バス運行業務仕様書」のとおりとする。

(3) 業務期間

令和4年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで（4年）

(4) 契約上限金額

金 27,440 千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

3 担当部局

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市役所 市民生活部交通防犯課内 蒲郡市地域公共交通会議事務局

電話：0533-66-1156 FAX：0533-66-1194

電子メールアドレス：kotsu@city.gamagori.lg.jp

4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、または、運行開始日までに確実に取得できる者で、運行開始までに確実に運行に必要な手続きを行える能力を有する者であること。
- (2) 対象業務における蒲郡市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入札参加資格を有しない場合は、令和3年12月8日（水）までに申請手続きを行うこと。
- (3) 営業所の所在地として、中運局公示第53号に規定する営業所及び自動車車庫を蒲郡市に有する、または本業務の実施にあたり有する見込みの者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。
- (4) 「蒲郡市西部地区支線バス運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (5) 蒲郡市の指名停止措置要領による指名停止処分またはこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

5 参加表明書の提出及びヒアリング審査資料の送付

- (1) 提出書類等
参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）を提出すること。
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出先
3 担当部局と同じ
- (4) 提出方法
持参又は郵送
- (5) 提出期限
令和3年12月8日（水）午後5時必着
※必要な書類は、蒲郡市交通防犯課ホームページの各種提出様式からダウンロードして確認すること。応募書類の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (6) 参加表明書の提出者が、4 参加資格を満たしていた場合、提案書受理後、令和3年12月23日（木）までにヒアリング実施要領および審査日程表を送付する。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 質問先
3 担当部局と同じ
- (2) 質問の受付期間
令和3年12月8日（水）午後5時必着
- (3) 提出方法
郵送、FAX、電子メールまたは持参により提出する。（様式2）
- (4) 回答方法
回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレスへ、令和3年12月13日（月）までに電子メールにて回答する。
なお、質問に対する回答は、本要領や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

7 提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 提案書作成上の基本事項
本プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提案を求めるものではない。業務に係る作業は、蒲郡市地域公共交通会議との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び蒲郡市地域公共交通会議が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な内容を表現しないこと。

8 提案書の作成

(1) 提出書類及びその記載要領は、以下のとおりである。

- ア 提案書の提出について（様式3）
- イ 運行業務の実施方針および協力体制
運行の安全性
利用者の利便性向上への取り組み等（様式3-1）
- ウ 財務諸表の写し
過去3年の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の写しを提出すること。
- エ 運行車両（様式3-1）
運行に使用する車両の車種や型式等について記載すること。

(2) 参考見積及び見積金額内訳書（様式3-2）

見積内容は仕様書との整合を図ること。

(3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

9 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書	正本	8	(1) ア～エ	1部
	副本	8	(1) イ～エ	8部

正本、副本ともにA4縦長左綴じとする。

イ 参考見積及び見積金額内訳書（様式3-2）各1部

提出された参考見積及び見積金額内訳書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

令和3年12月20日（月）午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

10 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提出者の許可なく使用しない。ただし、蒲郡市地域公共交通会議が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要とする場合は、提出者の承諾を得ずに使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、蒲郡市情報公開条例（平成10年3月25日条例第1号）に準じた取り扱いにより、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1 1 選定方法

(1) 選定審査員

審査員は、蒲郡市地域公共交通会議委員のうち学識経験者1名、主宰市の部長3名、蒲郡市総代連合会会長、東部地区および西部地区公共交通協議会会長に加え蒲郡市地域公共交通会議事務局長の8名とし、提案のあった者の中から運行事業者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

参加表明書の提出があった事業者に対し、日時、場所等を別途通知する。

提出された提案書の内容により選定審査員が審査し、その採点により各提案者に順位を付け、原則として第1順位の最も多い提案者を選定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、各選定審査員の採点結果を踏まえた上で合議により選定を行う。

ア プレゼンテーションを実施する時間は、原則として1事業者につき30分以内とし、時間配分は説明15分以内、質疑応答15分以内とする。

イ 各事業者の出席者は3人以内とする。

ウ プレゼンテーションは、提出された提案書を基に行うことを原則とする。追加資料の配布は認めない。

エ 同時期に開催する東部地区のプロポーザルにも参加する場合は、2件のプレゼンテーションをまとめて行うことも可能とする。

(3) 審査項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により採点し、審査する。

価格要素得点 30点

非価格要素得点 70点

審査項目

要素		審査項目
価格要素	運行経費	参考見積及び見積金額内訳書による 【配点】別表のとおり
非価格要素	運行業務の実施方針 および協力体制	① 事業実施に対する取り組み姿勢及び公共交通機関としての考え方 ② 過去5年間の乗合事業の業務実績 ③ 路線、ダイヤ等見直しを行う際の協力体制 ④ 国庫補助金等の申請への対応
	運行の安全性	① 労務・車両管理及び運転手の人員体制 ② 運行上の安全対策（運転手への接客研修・健康管理） ③ 事故や災害緊急時の体制
	利用者の利便性向上への取り組み	① 利用者の増加に向けた利用促進策 ② 乗客等からの苦情処理対応 ③ 高齢者、障がい者、子供など弱者への配慮 ④ 地域協議組織に対する支援

(4) 結果の報告

- ① 審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ② 審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査の結果に関する質問には回答をしない。

1.2 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- | | | | |
|---------------|------|-------|-------------|
| (1) 公募受付開始 | 令和3年 | 1月22日 | (月) から |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和3年 | 1月8日 | (水) 午後5時まで |
| (3) 質問書提出期限 | 令和3年 | 1月8日 | (水) 午後5時まで |
| (4) 質問への回答 | 令和3年 | 1月13日 | (月) まで |
| (5) 提案書提出期限 | 令和3年 | 1月20日 | (月) 午後5時まで |
| (6) ヒアリング審査 | 令和3年 | 1月27日 | (月) 午前10時から |
| (7) 審査結果通知 | 令和3年 | 1月28日 | (火) まで |

1.3 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した参加資格を有しない者による提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.4 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに「4 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で反映し確定するものとする。

1.5 その他

- (1) 参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を持参又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の参加表明書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、蒲郡市地域公共交通会議は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、蒲郡市地域公共交通会議は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。